

保険契約指定特約目次

この特約の特色	561	第10条	指定契約が無配当特定状態給付保険契約である場合の特則	564	
第1条	特約の付加および適用	561	第11条	複数の指定契約を同時に締結する場合または被指定契約と指定契約を同時に締結する場合の特則	565
第2条	用語の意義	561	第12条	新たな指定契約を締結する際の指定代理請求特約の取扱いに関する特則	565
第3条	この特約による取扱い	561	第13条	新たな指定契約を締結する際の受取人の取扱いに関する特則	565
第4条	この特約による取扱いを行わない場合	563	第14条	責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則	566
第5条	指定契約の保険料額が増額となる場合の特則	563			
第6条	被指定契約の第2保険期間が開始する場合の特則	563			
第7条	被指定契約の積立金からの払込みに関する特則	564			
第8条	指定契約が更新または変更される場合の特則	564			
第9条	被指定契約に積立金定期払出特約が付加された場合の特則	564			

保険契約指定特約

(実施 平13.4.2 /改正 平25.4.2)

この特約の特色

目的・内容

この特約が付加された主たる保険契約と保険契約者を同一とする利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約を指定することにより、主たる保険契約の保険料を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の積立金から払い込む取扱いを行うためのものです。

第1条 特約の付加および適用

- この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加します。
- この特約による取扱いを行うときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、主契約と保険契約者を同一とする利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約を指定することを必要とします。

第2条 用語の意義

この特約において使用する用語は、次に定めるとおりとします。

用語	意義
(1) 指定契約	この特約が付加された主契約（付加特約を含みます。）をいいます。
(2) 被指定契約	保険契約者により指定された、指定契約と保険契約者を同一とする利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約をいいます。

第3条 この特約による取扱い

第1条（特約の付加および適用）の2．に定める指定が行われたときは、指定契約について、次の(1)から(11)のとおり取り扱います。

- 指定契約の保険料は、普通保険約款の規定にかかわらず、被指定契約の積立金から払い込むことを必要とします。なお、被指定契約の積立金は、被指定契約の保険料として払い込まれた「指定契約に払い込むべき保険料」を含みます。
- (1)の保険料が払い込まれる場合には、次の時をもって保険料の払込みがあったものとみなします。

- 被指定契約の締結の際に指定契約を締結する場合の指定契約の第1回保険料*1は、被指定契約の第1回保険料*1を会社が受け取った時
- 被指定契約の締結後に指定契約を締結する場合の指定契約の第1回保険料*1は、その指定契約の締結の際に、被指定契約の不定期払保険料を会社が受け取った時
- 指定契約の第2回以後の保険料は、指定契約の払込期月の末日
- 指定契約を復活する際の指定契約の延滞保険料*2は、その指定契約に払い込むべき延滞保険料*2として、被指定契約の不定期払保険料を会社が受け取った時

- (1)および(2)の規定により第1回保険料*1を払い込んだ指定契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*3を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- (3)の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*3からその月の末日までの間に、次のいずれかの事由によって保険金、給付金、年金もしくは一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*3を含む日を契約成立日とします。なお、

第3条 補足説明

*1 第1回保険料

第1回保険料相当額を含みます。

*2 延滞保険料

延滞保険料とともに払い込むべき復活後の保険料があるときはこれを含みます。

*3 普通保険約款に規定する責任開始の時

指定契約が次の(1)から(5)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- 無配当がん医療保険契約
- 無配当新がん医療保険契約
- 無配当生活習慣病保険契約
- 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約

特約

保険契約指定特約

主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

- ① 被保険者が死亡したこと
- ② 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったこと
- ③ 被保険者が普通保険約款に定める介護保険金、介護年金、介護一時金、特定疾病保険金または特定状態給付金の支払事由に該当したこと

- (5) 指定契約の第2回以後の保険料については、払込期月の末日における被指定契約の積立金の額が払い込むべき指定契約*4の保険料の合計額に満たないときは、(1)による保険料の払込みを行いません。
- (6) (5)の規定により保険料の払込みが行われなかったときは、その払込期月の翌月の末日に、次のとおり取り扱います。

- ① 被指定契約の積立金の額が2か月分の保険料の額以上のときは、2か月分の保険料を被指定契約の積立金から払い込むものとし、その保険料が払い込まれたときは、(2)の規定にかかわらず、その日に払込みがあったものとしします。
- ② 被指定契約の積立金の額が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、1か月分の保険料を被指定契約の積立金から払い込むものとし、その保険料が払い込まれたときは、(2)の規定にかかわらず、その日に払込みがあったものとしします。

- (7) この特約の取扱いにより払い込まれた指定契約の保険料については、保険料領収証は発行しません。
- (8) 指定契約の保険料の払込方法（回数）は、一時払の場合を除き、普通保険約款の規定にかかわらず、月払のみとします。
- (9) 指定契約の保険料率は、指定契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、積立金払込保険料率（一時払）とし、月払の場合には、次のとおりとします。

被指定契約の保険料の 払込方法（回数）等	指定契約の保険料率
① 被指定契約が年払契約の場合	積立金払込保険料率（年払）とします。
② 被指定契約が半年払契約の場合	積立金払込保険料率（半年払）とします。
③ 被指定契約が月払契約の場合	ア. 被指定契約に保険料口座振替特約が付加されているときは、積立金払込保険料率（口座振替払）とします。 イ. 被指定契約にクレジットカード特約が付加されているときは、積立金払込保険料率（クレジットカード払）とします。 ウ. 被指定契約に団体特約が付加されているときは、次のとおりとします。 （ア） 団体に所属して団体特約による取扱いを受けている保険契約者が20名以上の場合には、積立金払込保険料率（団体払A）とします。ただし、積立金払込保険料率（団体払A）の適用を受けている場合でも、保険契約者が20名未満となり、その後6か月を経過しても20名以上にならないときは、積立金払込保険料率（団体払B）を適用します。 （イ） 団体に所属して団体特約による取扱いを受けている保険契約者が20名未満の場合には、積立金払込保険料率（団体払B）とします。 エ. 被指定契約に集団特約が付加されているときは、積立金払込保険料率（集団払）とします。 オ. ア. からエ. のいずれにも該当しないときは、積立金払込保険料率（普通払）とします。

第3条 補足説明

* 4 指定契約

被指定契約を同一とする他の指定契約があるときは、他の指定契約を含みます。

被指定契約の保険料の 払込方法（回数）等	指定契約の保険料率
④ 被指定契約の普通保険約款の規定により、被指定契約の保険料の払込みが停止されている場合	積立金払込保険料率（払込停止）とします。

- (10) 指定契約の普通保険約款の規定にかかわらず、指定契約の保険料の予納、保険料の振替貸付、保険契約者に対する貸付および払済養老保険または払済終身保険への変更は取り扱いません。
- (11) 支払うべき指定契約の社員配当金の取扱いについては、指定契約の普通保険約款の規定にかかわらず、被指定契約の社員配当金の支払いに関する取扱いを準用します。ただし、指定契約の保険期間が満了するとき*5は、保険契約者に支払います。

第4条 この特約による取扱いを行わない場合

- 次のいずれかに該当したとき以後は、被指定契約の指定は効力を失い、この特約による取扱いは行いません。

(1) 指定契約の保険契約者が被指定契約の保険契約者と異なる者となったとき (2) 指定契約の普通保険約款の規定により、保険料の振替貸付が行われたとき (3) 被指定契約が消滅したとき (4) 被指定契約の第2保険期間が開始するとき (5) 保険契約者からこの特約による取扱いを行わない旨の申出があったとき

- 本条の1.の規定によりこの特約による取扱いを行わないときは、保険契約者は、指定契約の普通保険約款の規定により、保険料払込方法（経路）および社員配当金の支払方法を選択することを必要とします。ただし、保険契約者により、社員配当金の支払方法が選択されないときは、会社は、社員配当金の支払いについて、利息をつけて積み立てる方法を選択したものとして取り扱います。なお、利息をつけて積み立てる方法を取り扱わない指定契約については、普通保険約款の規定により取り扱います。
- 保険契約者が本条の2.の保険料払込方法（経路）の選択を行うまでの間の指定契約の保険料については、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第5条 指定契約の保険料額が増額となる場合の特則

指定契約が更新されること等により指定契約の保険料額が増額となるときは、会社は、指定契約の保険料額が増額となる日を含む月以降の被指定契約の保険料額を増額することがあります。

第6条 被指定契約の第2保険期間が開始する場合の特則

- 被指定契約の普通保険約款の規定により、被指定契約の第2保険期間が開始するときは、保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、被指定契約と被保険者を同一とする指定契約の一部または全部を指定することにより、その指定された部分に相当する保険金額*1を被指定契約に定める無選択限度額に加えて取り扱うことができます。この場合、指定された部分は、被指定契約の第1保険期間満了時に消滅するものとし、消滅分に対応する返戻金があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。
- 本条の1.の場合、被指定契約の保険金受取人と、一部または全部が消滅する指定契約の保険金受取人*2が異なるときは、保険契約者は、被保険者の同意を得ることを必要とします。
- 本条の1.の取扱いを行わない指定契約の一部または全部について、保険契約者から別段の申出がない限り、会社は、第4条（この特約による取扱いを行わない場合）の2.の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

第3条 補足説明

- *5 指定契約の保険期間が満了するとき
指定契約が更新または変更されるときを除きます。

第6条 補足説明

- *1 保険金額
一時金額、特約保険金額および特約一時金額を含みます。
- *2 保険金受取人
年金受取人を含みます。

- (1) 第1保険期間満了時に被指定契約に付加されている保険料払込方法（経路）に関する特約が付加されます。ただし、その特約の効力が失われている場合または払い込むべき被指定契約の保険料がない場合を除きます。
- (2) (1)の規定が適用されるときは、第1保険期間満了時の被指定契約の保険料払込方法（回数）が選択されます。

第7条 被指定契約の積立金からの払込みに関する特則

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、指定契約の第1回保険料*1または延滞保険料*2の払込みについて、第3条（この特約による取扱い）の(2)に定める被指定契約の第1回保険料*1または不定期払保険料を払い込まずに、被指定契約の積立金から払い込むことができます。
2. 本条の1.の場合、次の時に払込みがあったものとみなします。

- (1) 第1回保険料*1は、指定契約の申込みをした時または被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時
- (2) 延滞保険料*2は、会社が指定契約の復活の申込みを承諾した時

3. 指定契約の契約内容の変更等により、その変更等に必要な金額を払い込む必要があるときは、本条の1. および2. に定めるほか、保険契約者は会社の承諾を得て、被指定契約の積立金から払い込むことができます。

第8条 指定契約が更新または変更される場合の特則

指定契約が更新または変更されるときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は、引き続きその主契約に付加されます。

第9条 被指定契約に積立金定期払出特約が付加された場合の特則

被指定契約に積立金定期払出特約が付加された場合で、被指定契約の積立金から指定契約の保険料が払い込まれる日と積立金定期払出特約に定める払出日が同一となるときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（この特約による取扱い）の(5)を次のとおり読み替えます。
- (5) 指定契約の第2回以後の保険料については、払込期月の末日における被指定契約の積立金の額が払い込むべき指定契約*1の保険料と払い出すべき積立金定期払出特約に定める対象保険契約の保険料相当額*2の合計額に満たないときは、(1)による保険料の払込みを行いません。
- (2) 第3条（この特約による取扱い）の(6)を次のとおり読み替えます。
- (6) (5)の規定により保険料の払込みが行われなかったときは、その払込期月の翌月の末日に、次のとおり取り扱います。

- ① 被指定契約の積立金の額が2か月分の保険料の額と2か月分の対象保険契約の保険料相当額*2の合計額以上のときは、2か月分の保険料を被指定契約の積立金から払い込むものとし、その保険料が払い込まれたときは、(2)の規定にかかわらず、その日に払込みがあったものとしします。
- ② 被指定契約の積立金の額が2か月分の保険料の額と2か月分の対象保険契約の保険料相当額*2の合計額未満で、かつ、1か月分の保険料の額と1か月分の対象保険契約の保険料相当額*2の合計額以上のときは、1か月分の保険料を被指定契約の積立金から払い込むものとし、その保険料が払い込まれたときは、(2)の規定にかかわらず、その日に払込みがあったものとしします。

第10条 指定契約が無配当特定状態給付保険契約である場合の特則

指定契約が無配当特定状態給付保険契約であるときは、第4条（この特約による取扱いを行わない場合）を次のとおり読み替えます。

第4条（この特約による取扱いを行わない場合）

次のいずれかに該当したとき以後は、被指定契約の指定は効力を失い、この特約による取扱いは行いません。

第7条 補足説明

*1 第1回保険料

第1回保険料相当額を含みます。

*2 延滞保険料

延滞保険料とともに払い込むべき復活後の保険料があるときはこれを含みます。

第9条 補足説明

*1 指定契約

被指定契約を同一とする他の指定契約があるときは、他の指定契約を含みます。

*2 積立金定期払出特約に定める対象保険契約の保険料相当額

本条において「対象保険契約の保険料相当額」といいます。

- (1) 指定契約の保険契約者が被指定契約の保険契約者と異なる者となったとき
- (2) 被指定契約が消滅したとき
- (3) 被指定契約の第2保険期間が開始するとき
- (4) 保険契約者からこの特約による取扱いを行わない旨の申出があったとき。ただし、指定契約の第1回特定状態給付金の支払事由が生じた後はこの申出を行うことはできません。

第11条 複数の指定契約を同時に締結する場合または被指定契約と指定契約を同時に締結する場合の特則

複数の指定契約を同時に締結するとき、または被指定契約と指定契約を同時に締結するときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) リビング・ニーズ特約を付加するときは、同時に締結する指定契約および被指定契約*1すべてに付加します。ただし、指定契約が無配当総合医療保険等*2である場合を除きます。
- (2) 保険契約者は、次に定める受取人について、それぞれ、同時に締結する指定契約および被指定契約を通じて同一の受取人を指定することを必要とします。

- ① 死亡保険金・死亡年金・死亡給付金の受取人
- ② 高度障害保険金・高度障害年金・介護保険金・介護年金・介護一時金の受取人および入院給付金受取人

- (3) 指定代理請求特約を付加するときは、同時に締結する指定契約および被指定契約*1すべてに付加します。この場合、保険契約者は、同時に締結する指定契約および被指定契約*1を通じて同一の指定代理請求人を指定することを必要とします。

第12条 新たな指定契約を締結する際の指定代理請求特約の取扱いに関する特則

1. 新たな指定契約*1を締結する際に指定代理請求特約を付加するときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。
 - (1) 被指定契約*2および他の指定契約*3に指定代理請求特約が付加されていないときは、被指定契約*2および他の指定契約*3に指定代理請求特約が付加されます。この場合、指定代理請求人は、新たな指定契約*1の指定代理請求特約による指定代理請求人と同一人が指定されます。
 - (2) 被指定契約*2および他の指定契約*3の指定代理請求特約による指定代理請求人と、新たな指定契約*1の指定代理請求特約による指定代理請求人が異なるときは、被指定契約*2および他の指定契約*3の指定代理請求特約による指定代理請求人は、新たな指定契約*1の指定代理請求特約による指定代理請求人に変更されます。
 - (3) (1)および(2)に規定する指定代理請求特約の付加または指定代理請求人の変更の効力は、新たな指定契約*1の責任開始の時から生じます。
2. 新たな指定契約*1を締結する際に指定代理請求特約を付加しない場合で、被指定契約*2および他の指定契約*3に指定代理請求特約が付加されているときまたは普通保険約款もしくは付加特約による指定代理請求人が指定されているときは、被指定契約*2および他の指定契約*3に付加されている指定代理請求特約または普通保険約款もしくは付加特約による指定代理請求人の指定は消滅します。

第13条 新たな指定契約を締結する際の受取人の取扱いに関する特則

新たな指定契約*1を締結する際に、死亡保険金・死亡年金・死亡給付金の受取人*2または高度障害保険金・高度障害年金・介護保険金・介護年金・介護一時金の受取人および入院給付金受取人*3を指定するときは、次の(1)から(3)のとおり取り扱います。

- (1) 被指定契約および他の指定契約*4の死亡保険金等の受取人*2と新たな指定契約*1の死亡保険金等の受取人*2が異なるときは、被指定契約および他の指定契約*4の死亡保険金等の受取人*2は、新たな指定契約*1の死亡保険金

第11条 補足説明

*1 被指定契約

利率変動型積立保険契約を除きます。

*2 無配当総合医療保険等

次の(1)から(20)をいいます。

- (1) 無配当総合医療保険
- (2) 無配当がん医療保険
- (3) 無配当新総合医療保険
- (4) 無配当新がん医療保険
- (5) 無配当特定状態給付保険
- (6) 無配当介護保障保険
- (7) 無配当生活習慣病保険
- (8) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）
- (9) 無配当こども医療保険Ⅰ（返戻金なし型）（2011）
- (10) 5年ごと利差配当付新医療保険
- (11) 5年ごと利差配当付新医療保険（返戻金なし型）
- (12) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）
- (13) 5年ごと利差配当付医療保険（返戻金なし型）（2010）
- (14) 5年ごと利差配当付医療保険Ⅰ（返戻金なし型）（2011）
- (15) 5年ごと利差配当付引受基準緩和型医療保険（返戻金なし型）
- (16) 5年ごと利差配当付介護終身年金保険（返戻金なし型）（2012）
- (17) 5年ごと利差配当付介護一時金保険（返戻金なし型）（2012）
- (18) 災害倍額物価スライド定期保険
- (19) 新こども保険
- (20) 貯蓄保険

第12条 補足説明

*1 新たな指定契約

既に締結された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約を被指定契約*2として新たに締結する指定契約をいいます。

等の受取人*²にそれぞれ変更されます。この場合、新たな指定契約*¹の死亡保険金等の受取人*²が2人以上であるときは、その受取割合は、被指定契約および他の指定契約*⁴においても同一とします。

- (2) 被指定契約および他の指定契約*⁴の高度障害保険金等の受取人*³と新たな指定契約*¹の高度障害保険金等の受取人*³が異なるときは、被指定契約および他の指定契約*⁴の高度障害保険金等の受取人*³は、新たな指定契約*¹の高度障害保険金等の受取人*³にそれぞれ変更されます。
- (3) (1)または(2)に規定する死亡保険金等の受取人*²または高度障害保険金等の受取人*³の変更の効力は、新たな指定契約*¹の責任開始の時から生じます。

第14条 責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（この特約による取扱い）の(1)から(6)を次のとおり読み替えます。
- (1) 指定契約の保険料は、普通保険約款の規定にかかわらず、被指定契約の積立金から払い込むことを必要とします。なお、被指定契約の積立金は、被指定契約の保険料として払い込まれた「指定契約に払い込むべき保険料」を含みます。
- (2) (1)の保険料が払い込まれる場合には、次の時をもって保険料の払込みがあったものとみなします。

- ① 被指定契約の締結の際に指定契約を締結する場合の指定契約の第1回保険料は、被指定契約の第1回保険料*¹を会社が受け取った時
- ② 指定契約の第2回以後の保険料は、指定契約の払込期月の末日
- ③ 指定契約を復活する際の指定契約の延滞保険料*²は、その指定契約に払い込むべき延滞保険料*²として、被指定契約の不定期払保険料を会社が受け取った時

- (3) 責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*³を含む月の翌月1日を指定契約の契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*³からその月の末日までの間に、次のいずれかの事由によって保険金、給付金、年金もしくは一時金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*³を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

- ① 被保険者が死亡したこと
- ② 被保険者が普通保険約款に定める高度障害状態になったこと
- ③ 被保険者が普通保険約款に定める介護保険金、介護年金、介護一時金、特定疾病保険金、特定状態給付金または特定生活障害年金の支払事由に該当したこと

- (5) 指定契約の第1回保険料については、保険料口座振替特約に規定する振替日における被指定契約の積立金の額が払い込むべき指定契約*⁴の第1回保険料の合計額に満たないときは、(1)による保険料の払込みを行いません。また、指定契約の第2回以後の保険料については、払込期月の末日における被指定契約の積立金の額が払い込むべき指定契約*⁴の保険料の合計額に満たないときは、(1)による保険料の払込みを行いません。
- (6) (5)の規定により保険料の払込みが行われなかったときは、その猶予期間の末日に、次のとおり取り扱います。

* 2 被指定契約

利率変動型積立保険契約を除きます。

* 3 他の指定契約

新たな指定契約*¹と被指定契約を同一とする、既に締結された指定契約をいいます。

第13条 補足説明

* 1 新たな指定契約

既に締結された利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約を被指定契約として新たに締結する指定契約をいいます。ただし、この指定契約の締結と同時に、既に締結された利率変動積立型終身保険契約を利率変動型積立保険契約に変更するときは、変更後の利率変動型積立保険契約を含みます。

* 2 死亡保険金・死亡年金・死亡給付金の受取人

本条において「死亡保険金等の受取人」といいます。

* 3 高度障害保険金・高度障害年金・介護保険金・介護年金・介護一時金の受取人および入院給付金受取人

本条において「高度障害保険金等の受取人」といいます。

* 4 他の指定契約

新たな指定契約*¹と被指定契約を同一とする、既に締結された指定契約をいいます。

第14条 補足説明

* 1 第1回保険料

利率変動型積立保険約款に基づき、第1回保険料とともに払込むべき不定期払込保険料があるときは、これを含みます。

* 2 延滞保険料

延滞保険料とともに払い込むべき復活後の保険料があるときはこれを含みます。

* 3 責任開始の時

無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約または5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- ① 被指定契約の積立金の額が2か月分の保険料の額以上のときは、2か月分の保険料を被指定契約の積立金から払い込むものとし、その保険料が払い込まれたときは、(2)の規定にかかわらず、その日に払込みがあったものとします。

② 被指定契約の積立金の額が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、1か月分の保険料を被指定契約の積立金から払い込むものとし、その保険料が払い込まれたときは、(2)の規定にかかわらず、その日に払込みがあったものとします。

- (2) 指定契約の第1回保険料の払込前においては、第4条（この特約による取扱いを行わない場合）の1. ー(5)は適用しません。
- (3) 第7条（被指定契約の積立金からの払込みに関する特則）は適用しません。
- (4) 指定契約の第1回保険料の払込前に、保険契約者が指定契約または被指定契約を解約するときは、すべての指定契約および被指定契約を解約することを必要とし、一部の指定契約または被指定契約のみを解約することはできません。

* 4 指定契約

被指定契約を同一とする他の指定契約があるときは、他の指定契約を含みます。

特

約

保険契約指定特約